

令和8年熊本地震関連

被災者支援制度 ハンドブック

支援制度は本市ホームページでも公表しています



(令和8年9月24日現在)

※上記日付時点の情報です。内容は変更される場合があります

目次

1. り災証明書・被災証明書の発行	4
り災証明書	4
被災証明書	5
2. 経済・生活面の支援	6
被災者生活再建支援金	6
災害義援金	7
災害弔慰金	8
災害障害見舞金	9
災害援護資金の貸付	10
教科書及び学用品の支給	11
3. 住宅支援	12
住家の緊急修理	12
住宅の応急修理	13
賃貸型応急住宅(みなし仮設)	14
建設型応急住宅の提供	15
公営住宅の一時使用	16
ホテル等避難	17
住まいに関するお困りごと	18
公費解体	19
4. ごみ・入浴・ボランティア	20
災害ごみの処分	20
無料入浴サービス	21
災害ボランティアの依頼	22
5. お金に関すること	23
住宅の建設、補修等の融資	23
住宅ローン等の返済	24
金融機関等に関する相談	25
令和 8 年熊本地震 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付	26
6. 労働・雇用	27
雇用保険失業給付の特例措置	27
特別労働相談	28
令和 8 年熊本地震に伴う雇用・労働行政の支援策	29
7. 行政機関の税・公共料金	30
国税の特別措置	30

県税の特別措置.....	31
市税等の特別措置.....	32
NHK受信料の免除.....	33
九州電力の電気料金等の特別処置.....	34
国民年金保険料の納付の猶予.....	35
介護保険料の減免.....	36
介護サービス利用料支払いの猶予・免除について.....	37
未就学児を対象とした一時預かり.....	38
保育料(保育所等利用者負担額)の減免.....	39
児童(学童)クラブ利用料の減免.....	40
障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免.....	41
福祉用具の再給付.....	42
水道料金等の減免措置.....	43
登記済証(権利証)・登記識別情報の紛失.....	44
パスポート発行手数料の免除.....	45
マイナンバーカード・各種証明書の交付手数料の免除.....	46
8. 民間手続(損害保険等).....	47
損害保険に関すること.....	47
生命保険に関すること.....	48
預貯金通帳・印鑑の紛失.....	49
9. 医療機関等.....	50
医療機関等の受診.....	50
介護サービスの利用.....	51
震災後のこころのケア.....	52
認知症の方とご家族の方への支援.....	53
エコノミークラス症候群等の対策.....	54
10. 事業経営・農林漁業等への支援.....	55
セーフティネット保証 4 号について.....	55
金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠).....	56
金融円滑化特別資金(令和8年熊本地震枠).....	57
小規模事業者おうえん資金(令和8年熊本地震分).....	58
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」.....	59
小規模事業者持続化補助金(災害支援枠).....	60
中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口について.....	61
令和8年熊本地震「緊急時短期資金保証制度等について」.....	62
令和8年熊本地震営農再開支援事業.....	63

持続的生産強化対策事業(持続的生産強化緊急対策)	64
熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策事業	66
令和 8 年熊本地震に係る農林漁業制度資金	67
11. その他の情報・相談	68
宇土市役所で開催される無料相談会	68
災害に便乗した悪徳商法等の相談窓口	69
ペットに関する相談等	70
災害サポート・レンタカーの無料貸出	71
弁護士会による無料相談	72
日本司法書士会連合会による無料相談	73

1. り災証明書・被災証明書の発行

制度の名称	り災証明書
支援の種類	証明書発行
制度の内容	災害により被害を受けた住家及び非住家について、被害の程度を市が証明するものです。原則、申請受付後に現地調査を行い、その後『り災証明書』を交付しますが、「自己判定方式」の場合は写真確認により現地調査を省略することができます。 ○受付日時：月曜日～金曜日（祝日は除く。） 9 時～17 時 ○り災証明書の対象：住家（災害発生時、居住の用として使用されている建物）及び非住家とします。（持家、賃貸は問いません。） ○被害が軽微な場合の「自己判定方式」について：住家及び非住家の損害割合が明らかに 10 パーセント未満であり、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という結果に同意できる場合、現地調査は行わず、写真により被害認定を行います。 ○交付方法：調査依頼を受け、調査が終了し交付準備ができた方から、り災証明書を順次郵送します。なお、すでに 1 次調査結果の『り災証明書』をお受け取りになられた方で、判定結果に不服がある場合は 2 次調査（再調査）を申請することができます。 ○現地調査について：り災証明書の申請受付の際に現地調査を希望された方については、順次、現地調査を実施しています。現在、多くの調査申込がありますので、相当なお時間をいただくことがあります。
活用できる方	令和 8 年熊本地震で被災された市民の方
注意事項	・ 1 次調査（外観調査）は立会い不要です。 ・ 再調査（2 次調査）の申請も可能です。
お問い合わせ先	税務課 ☎ 0964-27-3313、27-3314、27-3315 被害認定調査室 ☎ 0964-22-1111（内線 530、531、532）

制度の名称	被災証明書
支援の種類	証明書発行
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） ○制度概要 災害により被害を受けたことを市が証明するものです。現地調査は行わず、被害の程度は判定しません。 ○被災証明書の対象 カーポート、車両、家財等を対象とします。 ○り災証明書・被災証明書の必要書類について ・り災証明書交付申請書、被災証明書交付申請書 ・住民登録と居住場所が異なる場合は、居住の実態がわかる書類 ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・申請者が代理人の場合は委任状（同一世帯員の場合は不要） ・被害の状況が確認できる写真（スマホで撮影したデータでも可）
活用できる方	令和8年熊本地震で被災された市民の方
注意事項	現地調査は行わず、被害の程度は判定しません。
お問い合わせ先	税務課 ☎ 0964-27-3313、27-3314、27-3315

2. 経済・生活面の支援

制度の名称	被災者生活再建支援金
支援の種類	給付金・義援金
制度の内容	【対象】全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 ○対象となる世帯 ①居住する住宅が「全壊」のり災証明書を受けた世帯 ②居住する住宅が「大規模半壊」のり災証明書を受けた世帯 ③居住する住宅が「中規模半壊」のり災証明書を受けた世帯 ④居住する住宅が「半壊」以上のり災証明書を受け、その住宅をやむを得ず解体した世帯（全壊扱い） ⑤居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（全壊扱い） ○支給額 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給） 最大100万円 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給） 最大200万円 ○申請期限 基礎支援金：令和9年（2027年）8月27日（金） 加算支援金：令和11年（2029年）8月27日（月）
活用できる方	住宅が全壊・大規模半壊・中規模半壊等の被害を受けた世帯
注意事項	世帯人数が1人の場合は支給額が3/4となります。
お問い合わせ先	すまい再建支援室 すまい再建支援班 ☎ 0964-27-6647

制度の名称	災害義援金
支援の種類	給付金・義援金
制度の内容	【対象】全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 詳細が決まり次第更新いたします。
活用できる方	令和 8 年熊本地震で被災された市民の方
注意事項	詳細は決定次第公表されます。
お問い合わせ先	すまい再建支援室 すまい再建支援班 ☎ 0964-27-6647

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付金・義援金
制度の内容	令和 8 年熊本地震により亡くなられた方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。 ○支給額：生計維持者の死亡 500 万円 / 生計維持者以外の死亡 250 万円
活用できる方	災害により亡くなられた方のご遺族 ○亡くなられた方の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母（左記がおらず兄弟姉妹がいる場合は、同居・生計同一の兄弟姉妹）
注意事項	対象となる遺族の範囲に優先順位があります。
お問い合わせ先	福祉課 福祉政策係 ☎ 0964-27-3317

市 HP : <https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1089/16633.html>



制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付金・義援金
制度の内容	令和 8 年熊本地震により重度の障がいを受けた方に対して、災害障害見舞金を支給します。 ○支給額：生計維持者 250 万円 / 生計維持者以外 125 万円
活用できる方	災害により重度の障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を負われた方
注意事項	障害の程度に関する基準があります。
お問い合わせ先	福祉課 福祉政策係 ☎ 0964-27-3317

市 HP : <https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1089/16633.html>



制度の名称	災害援護資金の貸付																
支援の種類	融資・貸付																
制度の内容	令和8年熊本地震により、世帯主が負傷又は住居や家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活を立て直すための資金の貸付を行います。 【貸付限度額】 <table border="1"> <tr> <th>貸付区分</th><th>世帯主に負傷がない場合</th><th>世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合</th></tr> <tr> <td>家財、住居に損害なし</td><td>—</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td>家財の1/3以上の損害</td><td>150万円</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊</td><td>170万円 (250万円) ※</td><td>270万円 (350万円) ※</td></tr> <tr> <td>住居の全壊</td><td>250万円 (350万円)</td><td>350万円</td></tr> </table> ※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は（ ）内の額		貸付区分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合	家財、住居に損害なし	—	150万円	家財の1/3以上の損害	150万円	250万円	住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 (250万円) ※	270万円 (350万円) ※	住居の全壊	250万円 (350万円)	350万円
貸付区分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合															
家財、住居に損害なし	—	150万円															
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円															
住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 (250万円) ※	270万円 (350万円) ※															
住居の全壊	250万円 (350万円)	350万円															
活用できる方	世帯主に負傷又は住居・家財に一定以上の損害（半壊以上又は家財1/3以上の損害）があった世帯主 ※所得制限があります。																
注意事項	・申請期限：令和8年11月2日（月） ・保証人を立てる必要があります。また、貸付には審査があり、決定するまでに時間を要しますので、あらかじめご了承ください。 ・その他貸付条件等の詳細は市ホームページをご確認ください。																
お問い合わせ先	福祉課 福祉政策係 ☎ 0964-27-3317 																

制度の名称	教科書及び学用品の支給
支援の種類	現物支給
制度の内容	令和8年熊本地震で住家の全壊、半壊等により、学用品を損失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒の方に教科書及び学用品を支給します。
活用できる方	全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒の方。 申込期限 令和8年9月18日（金） （学用品については、り災証明書が必要となります。） 通っている学校へ申請してください。
注意事項	支給は、現物支給となります。
お問い合わせ先	学校教育課 学務係 0964-22-6500

3. 住宅支援

制度の名称	住家の緊急修理
支援の種類	住宅の支援
制度の内容	地震により被害を受けた住家の屋根・外壁・建具（玄関、窓やサッシ等）等から雨水が入ることを防ぐために、緊急修理（ブルーシートの展張など）の費用を支援します。 修理期間：令和 8 年 10 月 27 日（火）まで 限度額：56,400 円（税込） ※限度額までの費用を市から修理業者へ支払う制度です。
活用できる方	準半壊以上（相当）の被害を受けた住家に居住する世帯 ※被害の程度は、申込時に被害状況の写真等で判定します。
注意事項	・ 修理費用を宇土市から修理業者へ支払う制度です。 ・ 準半壊以上（相当）の被害を受けた住家が対象です。（空き家、物置、駐車場等は対象外） ・ 業者に代金を先に支払ってしまうと制度を利用できません。 ・ 修理前後の写真が必要です。 ・ ブルーシートは申請者自身でご準備ください。
お問い合わせ先	福祉課 福祉政策係 ☎ 0964-27-3317

市 HP：<https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1307/16406.html>



制度の名称	住宅の応急修理
支援の種類	住宅の支援
制度の内容	【対象】全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊 元の住宅に引き続き住むために、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する費用を支援します。 対象範囲：屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道管等の日常生活に必要な不可欠な部分 修理期間：令和9年1月27日（水） 限度額（税込）：全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊 757,000 円 準半壊 367,000 円
活用できる方	準半壊以上の被害を受け、応急修理を行えば居住可能となる世帯
注意事項	・修理業者はご自身で探していただき、見積書を取得していただく必要があります。 ・申請後、市が修理業者に依頼し、修理費用を直接修理業者に支払います。 ・すでに修理を行っている場合、修理業者に支払済みの場合は対象外となります。 ・本制度を利用した場合、公費解体制度や応急住宅制度等が利用できない場合があります。 ・借家の場合、原則、貸主が自らの資金で行うこととなります、貸主に資力がなく修理ができない場合、貸主の同意を得た上で借主が貸主に代わって修理可能となります。
お問い合わせ先	すまい再建支援室 すまい再建支援班 ☎ 0964-27-6647 

制度の名称	賃貸型応急住宅(みなし仮設)
支援の種類	住宅の支援
制度の内容	【対象】全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 自らの資力では住居の確保ができない被災者に対し、民間賃貸住宅を借り上げて最長2年間、無償で提供する制度です。 ○家賃上限：1人 5.5万円以内 / 2人 6.5万円以内 3～4人 9.5万円以内 / 5人以上 13万円以内 ○対象費用：家賃、共益費、礼金、仲介手数料、退去修繕負担金、火災保険等損害保険料、鍵交換費用 ○入居期間：入居日から2年以内
活用できる方	住宅が全壊もしくは半壊以上の判定でやむを得ず解体を行い、自らの資力で住宅を確保できない方
注意事項	・賃貸住宅はご自身で探していただきます。 ・家賃上限を超える物件は不可（超過分の個人負担も不可）。 ・不動産仲介業者が斡旋した住宅であること。 ・修理に1月以上期間を要する場合を除き、応急修理制度と併用することはありません。
お問い合わせ先	すまい再建支援室 すまい再建支援班 ☎ 0964-27-6647

制度の名称	建設型応急住宅の提供
支援の種類	住宅の支援
制度の内容	【対象】住家が全壊または、大規模半壊・中規模半壊・半壊の判定を受け、住家を解体する方 令和 8 年熊本地震により住家に引き続き住むことができなくなった方に対し、建設型応急住宅を整備し、無償で提供します。 ○戸数・場所：17 戸（浦田町）、45 戸（高柳町） ○入居期間：入居日から 2 年以内 ○申込期間：令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
活用できる方	令和 8 年熊本地震で被災された市民の方で、令和 8 年熊本地震により住家に被害を受け、り災証明書において、被災の程度が半壊以上と判定され、引き続き住むことができなくなった方
注意事項	賃貸型仮設住宅（みなし仮設）に申込した方や、入居中の方は申込できません。
お問い合わせ先	都市整備課 建築住宅係 ☎ 0964-27-3332

制度の名称	公営住宅の一時使用
支援の種類	住宅の支援
制度の内容	【対象】全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 （宇土市営住宅）住家が被災し、半壊以上と判定され住むことができなくなった方を対象に、市営住宅の一時使用（無償提供）を行います。 ・入居期間：原則 6 か月（最長 1 年） ・募集戸数：17 戸 ・募集期間：未定 （熊本県営住宅）熊本県でも県営住宅の無償提供を実施しています。
活用できる方	（宇土市営住宅）宇土市内在住者で、令和 8 年熊本地震により住家に被害を受け、り災証明書において、被災の程度が半壊以上と判定され、引き続き住むことができなくなった方 ※借家の場合は要件が異なります。
注意事項	（宇土市営住宅）同一住戸に複数申込がある場合は抽選となります。
お問い合わせ先	宇土市営住宅：都市整備課 建築住宅係 ☎ 0964-27-3332 熊本県営住宅：熊本県営住宅管理センター ☎ 096-213-2711

制度の名称	ホテル等避難
支援の種類	住宅の支援
制度の内容	避難所生活の負担軽減のため、市内に居住または避難されている方を対象に国・県が確保するホテル等への案内を行います。 ・宿泊費：原則公費負担（食費・駐車場代等は自己負担） ・期間：避難所が閉鎖されるまでの間で、各ホテル等が受入可能な期間 ・熊本県ホテル等避難情報サイトの QR コードからのお申込みとなります。  QR コード（申込用）
活用できる方	被災されてホテル等への避難を希望される方
注意事項	・移動手段はご自身で確保が必要です。 ・ホテル内には直接的な看護や介護サービスはありません。身の回りのことでご家族等の介助を受けている方は、ご支援いただける方と一緒に宿泊をお願いします。 ・宿泊開始後の健康観察のため、熊本県や関係機関と申込情報を共有し、電話等の連絡のほか、必要に応じて訪問等を行わせていただくことがあります。（健康観察の情報は、必要に応じお住まいの市町村と共有します。）
お問い合わせ先	福祉課 福祉政策係 ☎ 0964-27-3317 熊本県ホテル等避難コールセンター ☎ 0120-325-327 

制度の名称	住まいに関するお困りごと
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） ○住まいるダイヤル（住宅紛争処理支援センター）：住宅トラブル相談 ☎ 03-3556-5147 ○住まい再建事業者検索サイト：補修工事等可能な事業者を検索 ○宇土市すまい再建相談窓口：住宅修繕や再建支援制度の案内・申請受付 【受付場所・時間など】場所：宇土市役所 1 階市民交流スペース / 時間：9:00～16:30（土日祝も受付）
活用できる方	住宅の修繕や再建、トラブル等でお悩みの方
注意事項	専門窓口により受付時間が異なります。
お問い合わせ先	すまい再建支援室 すまい再建支援班 ☎ 0964-27-6647

制度の名称	公費解体
支援の種類	住宅の支援
制度の内容	【内容】 個人が所有する家屋等又は中小企業者が所有する事業所等で、り災証明による被害の程度が「半壊以上」の家屋等について、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、解体・撤去（公費解体）を行います。 【申請方法】 ○受付場所：宇土市役所1階 すまいの相談窓口（正面玄関入って左側） ○受付期間：令和8年9月14日（月）～令和8年12月28日（月） ※当面の間は、土・日曜日及び祝日も受付けます。 ○受付時間：午前9時～午後4時まで（※正午から午後1時を除く）
活用できる方	次の（１）・（２）の条件をすべて満たしている方です。 （１）り災証明書等で半壊以上の被害と判定された家屋等の所有者 （２）令和8年7月28日時点において当該家屋等の所有者である方
注意事項	・窓口は混雑が予想されるため、受付にて係員から整理券を配布してからご案内となります。日時をご指定した事前予約は承っておりません。 ・申請に必要な書類を全て揃えて持参してください。1回の申請につき30分以内としており、基本的にはお持ちいただいた書類の確認となります。 ・申請を受け付けた順に解体を実施していくものではありません。
お問い合わせ先	すまい再建支援室 ☎ 0964-27-6647

4. ごみ・入浴・ボランティア

制度の名称	災害ごみの処分
支援の種類	生活支援
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 令和8年熊本地震により発生した片付けごみ等の搬入受け入れを行っています。罹災証明書等の提示により手数料が減免されます。 【受入場所】①(有)CS ネットワーク ②環境再生センターKIREKA ③(株)カネムラエコワークス 【受付時間】8:30～15:30（11:30～13:00 除く） 【必要なもの】罹災証明書・被災証明書・減免申請書のいずれか1点、本人確認書類
活用できる方	片付けごみ等を処分したい被災市民
注意事項	受入場所によって定休日や受入品目が異なります。事前確認が必要です。
お問い合わせ先	環境交通課 環境交通係 ☎ 0964-27-3316

制度の名称	無料入浴サービス
支援の種類	生活支援
制度の内容	被災し、自宅等での入浴が困難となった方を対象に、無料入浴サービスを実施します。 ○利用方法：本人確認書類を持参し、対象施設の受付票に記入することで無料で利用可能。
活用できる方	令和8年熊本地震で被災され、避難所・車中泊等で避難生活を送っている方、自宅の浴室・給湯設備が被災した方
注意事項	実施施設一覧は熊本県ホームページ等で確認してください。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/244416.html 
お問い合わせ先	福祉課 福祉政策係 ☎ 0964-27-3317

市 HP : <https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1307/16397.html>



制度の名称	災害ボランティアの依頼
支援の種類	生活支援
制度の内容	【対象】 令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 令和8年熊本地震でお困りの皆様の生活再建を、ボランティアがお手伝いします。 ○お手伝いできること：家具の移動・立て直し、屋内の片付け・清掃、家周りの片付けなど
活用できる方	片付けや家具移動等でお困りの被災世帯
注意事項	危険を伴う作業など、内容によっては対応できない場合があります。
お問い合わせ先	宇土市災害ボランティアセンター ☎ 0964-23-3756

5. お金に関すること

制度の名称	住宅の建設、補修等の融資
支援の種類	融資・貸付
制度の内容	【対象】全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 ○災害復興住宅融資（住宅金融支援機構） ・建設・購入資金融資（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の方が対象） ・補修資金融資（罹災証明書を交付されている方が対象） 災害専用ダイヤル：0120-086-353（9:00～17:00 土日也可）
活用できる方	被災した住宅の建設・購入・補修を行う方
注意事項	金融機関による審査があります。
お問い合わせ先	住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル ☎ 0120-086-353

制度の名称	住宅ローン等の返済
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害債務整理ガイドライン）があります。 ・全国銀行協会相談室 ☎ 0570-017-109 または 03-5252-3772（平日 9:00～17:00）
活用できる方	住宅ローン等の返済にお困りの個人・個人事業主
注意事項	法的破産手続によらずに債務整理を行うガイドライン手続きです。
お問い合わせ先	全国銀行協会相談室 ☎ 0570-017-109

制度の名称	金融機関等に関する相談
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 金融庁では、被災者の皆様からの民間金融機関等の窓口に関する問合せや取引に関するご相談等を受け付ける相談窓口を開設しています。 ・令和8年熊本地震金融庁相談ダイヤル ☎ 0120-156811（平日 10:00～17:00）
活用できる方	金融機関との取引や預金・融資等でお悩みの方
注意事項	FAX やメールは 24 時間受付です。
お問い合わせ先	令和8年熊本地震金融庁相談ダイヤル ☎ 0120-156811

制度の名称	令和 8 年熊本地震 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付
支援の種類	融資・貸付
制度の内容	【対象】 令和 8 年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 被災され、当座の生活費を必要とする世帯に対する無利子の小口貸付です。 ○貸付限度額：原則 10 万円以内（被災死亡者・要介護者・4 人以上世帯・妊産婦や小学生以下の子がいる世帯等は 20 万円以内） ○据置期間：1 年以内 / 償還期限：2 年以内 / 利子：無利子
活用できる方	地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯
注意事項	一世帯につき一回限りの貸付となります。
お問い合わせ先	宇土市社会福祉協議会 ☎ 0964-23-3756

6. 労働・雇用

制度の名称	雇用保険失業給付の特例措置
支援の種類	給付・手続き
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） ○指定された失業認定日に来所できなかった場合、来所可能な日に認定日を変更可能。 ○交通途絶や避難により管轄ハローワークに来所できない場合、他のハローワークで手続可能。 ○災害により一時的に事業所が休業・休止し離職した場合の特例給付措置あり。
活用できる方	被災によりハローワークへの来所が困難な方、一時離職された方
注意事項	手続書類が不測の場合でも柔軟に対応されます。
お問い合わせ先	ハローワーク宇城 ☎ 0964-32-8609

制度の名称	特別労働相談
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） ・労働条件・労務管理、復旧工事の安全など。（事業主の方） ・賃金の未払い、労災補償など。（労働者の方） ☎ 熊本労働基準監督署：096-206-9829 ・労働保険料の納付期限・猶予など。 ☎ 熊本労働局 労働保険徴収室：096-211-1702 ・労働者派遣について。 ☎ 熊本労働局 需給調整事業室：096-211-1731 ・その他の労働関係の相談 ☎ 熊本労働局 雇用環境・均等室：096-312-3877
活用できる方	労働者および事業主の方
注意事項	相談内容に応じて担当部署の電話番号が異なります。
お問い合わせ先	上記参照

制度の名称	令和 8 年熊本地震に伴う雇用・労働行政の支援策
支援の種類	補助・相談窓口
制度の内容	【対象者】 令和 8 年熊本地震の影響を受けた事業者 ●【厚生労働省】 令和 8 年熊本地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施します。 ●【熊本労働局・ハローワーク】 令和 8 年熊本地震に係る事業者支援施策説明会を開催します。 ●【ジョブ産雇（産業雇用安定センター）】 熊本地震の影響により一時的に雇用が過剰となった企業様が、従業員の雇用を維持するため、人手不足等の企業への在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業様に対する出向のマッチングを、無料でお手伝いします。
活用できる方	令和 8 年熊本地震の影響を受けた事業者
注意事項	利用を検討する場合は、各団体の問い合わせ先へ事前に確認してください。
お問い合わせ先	ハローワーク宇城（支援策の内容について） ☎ 0964-32-8609 熊本県労働局職業対策課助成金センター（説明会の内容について） ☎ 096-312-0086 熊本県労働局職業対策課（説明会の申込みについて） ☎ 096-211-1704 ジョブ産雇（在籍型出向のマッチングについて） ☎ 096-359-3526

7. 行政機関の税・公共料金

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 国税の「申告・納付等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減（雑損控除・災害減免法）」などの措置が設けられています。
活用できる方	災害により被害を受けられた納税者
注意事項	申告時に不利・有利の検討が必要です。
お問い合わせ先	宇土税務署 ☎ 0964-22-0410

制度の名称	県税の特別措置
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 個人事業税、自動車税、不動産取得税等の減免措置や、申請に基づく1年以内の徴収猶予措置が講じられます。
活用できる方	県税の納税者で被災された方
注意事項	被害程度に応じた申請手続きが必要です。
お問い合わせ先	熊本県税務課 ☎ 096-333-2098

制度の名称	市税等の特別措置																																		
支援の種類	減免・特例手続き																																		
制度の内容	●市税・国民健康保険税の減免について ●令和８年熊本地震で被害を受けられた方で、り災証明書が半壊以上と判定された方は、次の区分により減免します。 ・個人住民税（居住する住宅が半壊以上） <table><tr><th>損害程度</th><th colspan="3">軽減又は免除の割合</th></tr><tr><th>合計所得金額</th><th>半壊・中規模半壊</th><th>大規模半壊</th><th>全壊</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>1 / 2</td><td>3 / 4</td><td>全部</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>1 / 4</td><td>3 / 8</td><td>1 / 2</td></tr><tr><td>1,000万円以下</td><td>1 / 8</td><td>3 / 16</td><td>1 / 4</td></tr></table> ・固定資産税（家屋の被害が半壊以上） <table><tr><th>損害程度</th><th>軽減又は免除の割合</th></tr><tr><td>全壊</td><td>全部</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>6 / 10</td></tr><tr><td>半壊・中規模半壊</td><td>4 / 10</td></tr></table> ・国民健康保険税（居住する住宅が半壊以上） <table><tr><th>損害程度</th><th>軽減又は免除の割合</th></tr><tr><td>全壊</td><td>全部</td></tr><tr><td>半壊・中規模半壊・大規模半壊</td><td>1 / 2</td></tr></table> ※その他、震災により、収入が減少した場合に個人住民税・国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。	損害程度	軽減又は免除の割合			合計所得金額	半壊・中規模半壊	大規模半壊	全壊	500万円以下	1 / 2	3 / 4	全部	750万円以下	1 / 4	3 / 8	1 / 2	1,000万円以下	1 / 8	3 / 16	1 / 4	損害程度	軽減又は免除の割合	全壊	全部	大規模半壊	6 / 10	半壊・中規模半壊	4 / 10	損害程度	軽減又は免除の割合	全壊	全部	半壊・中規模半壊・大規模半壊	1 / 2
損害程度	軽減又は免除の割合																																		
合計所得金額	半壊・中規模半壊	大規模半壊	全壊																																
500万円以下	1 / 2	3 / 4	全部																																
750万円以下	1 / 4	3 / 8	1 / 2																																
1,000万円以下	1 / 8	3 / 16	1 / 4																																
損害程度	軽減又は免除の割合																																		
全壊	全部																																		
大規模半壊	6 / 10																																		
半壊・中規模半壊	4 / 10																																		
損害程度	軽減又は免除の割合																																		
全壊	全部																																		
半壊・中規模半壊・大規模半壊	1 / 2																																		
活用できる方	被災された市税等の納税義務者																																		
注意事項	申請方法：不要（職権により減免）																																		
お問合わせ先	宇土市役所 税務課 市民税係 ☎ 0964-27-3313 宇土市役所 税務課 固定資産税係 ☎ 0964-27-3314																																		

制度の名称	NHK受信料の免除
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	災害救助法が適用された区域内において、放送受信料が免除されます。 【災害救助法が適用された区域】 宇土市全域 【免除の期間】 令和８年７月から令和８年１２月まで（６ヶ月） 【免除の手続き】 ・り災証明書の写し ・受信料免除申請書 ※受信料免除申請書はNHKのホームページに掲載 https://www.nhk-cs.jp/notice/menjo-info/menjo_r08-0728kumamoto.html 
活用できる方	災害救助法適用地域等で被災された契約者 （半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害）
注意事項	
お問い合わせ先	NHK ふれあいセンター TEL：0570-077-077 9：00～18：00 ※ 土・日・祝日も受付

制度の名称	九州電力の電気料金等の特別処置
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	令和 8 年熊本地震により被災された方に対する電気料金等の特別措置が実施されます。特別措置の適用を受ける場合は、申し込みが必要です。詳しくは下記お問合せ先にお尋ねください。 【特別措置の内容】 ・電気料金の支払期日の延長 ・不使用月または不使用日の電気料金の免除 ・工事費負担金等の免除 ・基本料金の免除
活用できる方	災害救助法が適用された市町村において住居等に被害を受けられた方
注意事項	申し込みには、り災証明書など被害状況を確認できるものが必要です。
お問合わせ先	九電ネクスト株式会社 宇城営業所 ☎0120-761-386

<https://www.kyuden.co.jp/press/2026/h260729-1.html>



制度の名称	国民年金保険料の納付の猶予
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 住宅、家財等の財産の概ね 1/2 以上の損害を受けられた方等は、申請に基づき国民年金保険料が免除となります。
活用できる方	財産に 1/2 以上の被害を受けた国民年金被保険者
注意事項	申請による承認が必要です。
お問い合わせ先	宇土市役所 市民保険課 国民年金係 ☎ 0964-27-3312 熊本東年金事務所 ☎ 096-367-2503

制度の名称	介護保険料の減免
支援の種類	保険料の減額・免除
制度の内容	居住する住宅の損害の程度に応じて介護保険料を減額・免除します。 全壊：全部 大規模半壊・中規模半壊・半壊：2分の1 対象となる保険料：令和8年7月28日から令和9年3月31日までの間に納期限が設定されている令和8年度分の保険料
活用できる方	居住する住宅の損害の程度が半壊以上に該当する65歳以上の第1号被保険者
注意事項	宇土市が発行したり災証明書をお持ちの方で、半壊以上に該当する方は市で減免の適用を行いますので、申請は不要です。減免を希望されない場合はご連絡ください。 被災市町村から転入された方は、り災証明書を添付の上、申請が必要です。
お問い合わせ先	高齢者支援課介護保険係 0964-27-3321

制度の名称	介護サービス利用料支払いの猶予・免除について
支援の種類	減免・特例手続
制度の内容	令和8年熊本地震で被災し、次の要件に該当する方は、介護サービス事業所等でサービスを受ける際に、対象者である旨を申告することで、利用料の支払いが猶予・免除されます。 【期間】 令和8年7月28日から令和8年11月末までのサービス分
活用できる方	宇土市の介護保険の被保険者で、次の（１）から（５）のいずれかに該当する方 （１）住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方 ※ 罹災証明書で（１）の要件に該当することが確認できた場合は、猶予された利用料が免除されます（申請は不要です）。 （２）主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方 （３）主たる生計維持者の行方が不明である方 （４）主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方 （５）主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 ※ （２）から（５）に該当することで猶予を受けた方が免除を受けるためには申請が必要です。詳細が決まり次第お知らせします。
注意事項	（１）この猶予・免除を受けた方が、上記対象となる要件を満たしていないことが判明した場合は、猶予・免除された介護サービス利用料をお支払いいただく必要があります。 （２）介護保険施設等の居住費・食費は対象外です。
お問い合わせ先	宇土市役所 高齢者支援課 介護保険係 ☎ 0964-27-3321

制度の名称	未就学児を対象とした一時預かり
支援の種類	子育て
制度の内容	令和8年熊本地震により被災された方で、一時的に保育を必要とする未就学児のお子様を保育所等で受け入れます。受け入れにあたっては、保育の認定は必要ありません。また、利用に要する費用も無償となります。 なお、本市に一時的に避難している等、元の居住地で保育所等に在籍しているお子様もご利用可能です。
活用できる方	被災日時点で被災地域に居住しており、今回の災害により一時的に保育を必要とする未就学児
注意事項	保育所等の受入状況によっては、受け入れができない場合もございます。また、事前に保育所等で面談を行い、利用登録をしていただく必要がございます。詳細は、下記までお問合せ下さい。
お問合わせ先	宇土市役所子育て支援課保育支援係  0964-27-3323

制度の名称	保育料(保育所等利用者負担額)の減免
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	令和8年熊本地震により所有する住宅が被害を受けられた方は、保育料（保育所等利用者負担額）の減免を受けることができます。 減免内容につきましては、現在精査中のため後日 HP 等に掲載します。
活用できる方	保育所等を利用し、かつ0歳児から2歳児クラスに在籍するお子様がいらっしゃる保護者
注意事項	市が発行するり災証明書の被害の程度により、減免の割合を決定いたします。 必ず減免申請書による申請が必要です（り災証明書の写しを添付すること）。
お問い合わせ先	宇土市役所子育て支援課保育支援係  0964-27-3323

制度の名称	児童(学童)クラブ利用料の減免
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	令和8年熊本地震により所有する住宅が被害を受けられた方は、児童（学童）クラブ利用料の減免を受けることができます。 減免内容につきましては、現在精査中のため後日 HP 等に掲載します。
活用できる方	児童（学童）クラブを利用するお子様がいる保護者
注意事項	市が発行するり災証明書の被害の程度により、減免の割合を決定いたします。 必ず減免申請書による申請が必要です（り災証明書の写しを添付すること）。
お問い合わせ先	宇土市役所子育て支援課保育支援係  0964-27-3323

制度の名称	障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	災害により、利用料の支払いが困難な方は障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免を受けることができます。
活用できる方	① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である者 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
注意事項	・ 障害者支援施設等における食費・居住費等の自己負担分については、免除の対象外です。 ・ 被害状況により必要書類が異なりますので、事前にご相談ください。
お問い合わせ先	福祉課 障がい者支援係 ☎ 0964-27-3318

制度の名称	福祉用具の再給付
支援の種類	福祉用具の再給付
制度の内容	災害により使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。 【給付対象品】 ○補装具 車椅子、補聴器、短下肢装具など ○日常生活用具 スローマ装具、入浴補助器具など 【手続きに必要なもの】 ○障がい者手帳 ○破損状況の分かる写真 ○り災証明書または被災証明書 ○見積書
活用できる方	障がい者手帳をお持ちの方で令和８年熊本地震により、以前宇土市から給付を受けた福祉用具を使用することができなくなった方
注意事項	自己負担等で購入したものは対象になりません。 以前給付を受けた物と同じ物に限ります。
お問い合わせ先	福祉課 障がい者支援係 ☎0964-27-3318

制度の名称	水道料金等の減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	【対象】 令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） ○漏水による料金の減免の場合 1 件の漏水につき 2 か月までの減免とし、減免額の詳細は下記担当にお問い合わせください。 【必要書類】 〈宇土市指定給水装置工事事業者による修繕の場合〉 漏水水量認定申請書（様式第 19 号） ※修理業者の証明及び修理前後の写真が必要 〈宇土市指定給水装置工事事業者以外による修繕の場合〉 漏水水量認定申請書（様式第 19 号）、自己修繕水道料金等減免申請書（様式第 20 号）及び修理前後の写真 ○災害により料金の納付が困難な場合 減免額の詳細は下記担当にお問い合わせください。 水道事業納付金減免申請書（様式第 18 号）
活用できる方	家の敷地内で漏水し、修理が完了した契約者及び災害により納付が困難となった契約者
注意事項	8月の検針前に漏水修理が完了した方は、請求がありませんので申請書の提出は不要です。
お問い合わせ先	宇土市役所 上下水道課 お客様センター ☎ 0964-22-6633

制度の名称	登記済証(権利証)・登記識別情報の紛失
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】 令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 権利証を紛失しても所有権等の権利を失うことはありません。売買や相続手続きの際は他の手続で本人確認を行います。また、被災により相続登記等の義務履行が困難な場合は「正当な理由」があると認められます。
活用できる方	不動産の権利証を紛失された方
注意事項	過料等の不利益が生じない特例措置があります。
お問い合わせ先	熊本地方方法務局 宇土支局 ☎ 0964-22-0320

制度の名称	パスポート発行手数料の免除
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	【対象】全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊 半壊以上の被害を受けた方の経済的負担軽減のため、パスポートの新規発行等の手数料が全額免除されます。窓口にて<u>申請と同時に減免申請</u>が必要です。（オンライン申請は対象外）
活用できる方	パスポートの申請を行う方
注意事項	紙による窓口申請のみ対象です。 り災証明書の原本の提示が必要です。 申請期間は令和 8 年 7 月 28 日から原則 1 年間
お問い合わせ先	宇土市役所 市民保険課 市民係 ☎ 0964-27-3311

宇土市ホームページ



制度の名称	マイナンバーカード・各種証明書の交付手数料の免除
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） り災証明書の原本提示により、マイナンバーカード再発行手数料や、住民票・印鑑証明・税証明等の各種証明書交付手数料が免除となります。
活用できる方	地震によりマイナンバーカード等を紛失・破損された方 地震により住民票等の各種証明書が必要な方
注意事項	マイナンバーカード再発行には通常 1 か月程度かかります。 コンビニ交付で証明書を取得した場合には免除の対応が出来ません。
お問い合わせ先	宇土市役所 市民保険課 市民係 ☎ 0964-27-3311 税務課 収納係（税証明） ☎ 0964-27-3315

宇土市ホームページ

マイナンバーカードについて



各種証明書発行について



8. 民間手続（損害保険等）

制度の名称	損害保険に関すること
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 保険証券等を紛失し契約先が分からない場合の手掛かり照会や、損害保険の適用に関する各種相談をお受けしています。 ・日本損害保険協会 自然災害損保契約照会センター ☎ 0120-501-331
活用できる方	損害保険の手続きや契約照会を行いたい方
注意事項	土日祝も照会受付を行っています。
お問い合わせ先	そんぽ ADR センター ☎ 03-4332-5241 自然災害損保契約照会センター ☎ 0120-501-331

制度の名称	生命保険に関すること
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】 令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 保険料払込猶予期間の最長 6 か月延長や、簡易迅速な支払い手続き等の特別取扱を実施しています。 ・ 生命保険協会 災害時受付専用 ☎ 0120-001-731
活用できる方	生命保険の請求や契約照会を行いたい方
注意事項	証券紛失時も本人確認により照会可能です。
お問い合わせ先	生命保険協会 災害時受付 ☎ 0120-001-731 かんぽコールセンター ☎ 0120-552-950

制度の名称	預貯金通帳・印鑑の紛失
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 通帳や証書、届出印を紛失した場合でも、本人確認書類等により本人確認ができれば、非常払戻し等の対応が可能です。
活用できる方	通帳や印鑑を紛失された口座名義人
注意事項	各金融機関窓口にて手続きが必要です。
お問い合わせ先	各金融機関窓口 / ゆうちょコールセンター ☎ 0120-108-420

9. 医療機関等

制度の名称	医療機関等の受診
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	【対象】住家の全半壊・床上浸水等、主たる生計維持者の死亡・重篤・行方不明・失職等 対象要件を満たす方は、医療機関等の窓口負担（一部負担金）の支払いが免除となります。 また、保険証を紛失した場合でも、氏名・生年月日・連絡先・加入保険情報を伝えることで受診可能です。
活用できる方	住家被害や収入途絶等の要件に該当する被保険者
注意事項	食事代や差額ベッド代は免除対象外です。
お問い合わせ先	宇土市役所 市民保険課 国民年金係 ☎ 0964-27-3312

制度の名称	介護サービスの利用
支援の種類	減免・特例手続き
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 被保険者証を紛失した場合でも氏名・住所・生年月日等を伝えることで介護サービスを受けられます。新規認定前でもサービス利用が可能です。
活用できる方	介護サービスの利用が必要な被災者
注意事項	暫定ケアプラン等での柔軟な運用が実施されます。
お問い合わせ先	宇土市役所 高齢者支援課 介護保険係 ☎ 0964-27-3321

制度の名称	震災後のこころのケア
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 地震による不安や不眠、体調不良などの相談窓口です。 ・熊本県精神保健福祉センター「こころの健康相談電話」 ☎ 096-386-1166（平日 9:00～16:00）
活用できる方	震災後の心の不調や不安を感じている方
注意事項	熊本市内の方は熊本市こころの健康センター（☎ 096-362-8100）へ。
お問い合わせ先	宇土市役所 健康づくり課 健康推進係 ☎ 0964-27-3324 熊本県精神保健福祉センター ☎ 096-386-1166

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/40/1700.html>



制度の名称	認知症の方とご家族の方への支援
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 認知症の方やそのご家族を対象とした専門相談窓口です。 ・ 熊本県認知症コールセンター ☎ 096-355-1755（9:00～17:00 ※水曜除く）
活用できる方	認知症の方およびそのご家族・関係者
注意事項	専門職や経験者が相談に応じます。
お問い合わせ先	宇土市役所 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎ 0964-27-3320 熊本県認知症コールセンター ☎ 096-355-1755

制度の名称	エコノミークラス症候群等の対策
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】 令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 避難所生活や車中泊に伴うエコノミークラス症候群・熱中症・食中毒対策の注意喚起や健康相談を行っています。 【予防運動】 足の指でグーをつくる、つま先立ち、ふくらはぎをもむ等。
活用できる方	避難所や車中泊等で避難生活を送られている方
注意事項	重症時は速やかに 119 番通報してください。
お問い合わせ先	宇土市役所 健康づくり課 健康推進係 ☎ 0964-27-3324 熊本県 健康づくり推進課 ☎ 096-333-2208

10. 事業経営・農林漁業等への支援

制度の名称	セーフティネット保証 4 号について
支援の種類	融資・貸付
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された中小企業 突発的災害に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するため、一般保証とは別枠の信用保証（100%保証）を利用可能とする措置です。 ○申請期限：令和8年11月4日まで ○認定基準：売上高が前年同期比20%以上減少など
活用できる方	売上が減少している市内の事業者・創業者
注意事項	この制度自体からお金が給付されるわけではなく、融資を受ける際の保証制度です。 詳しくは宇土市ホームページをご覧ください。 https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1321/16441.html
お問い合わせ先	宇土市役所 商工観光課 商工振興係 ☎ 0964-27-3328

制度の名称	金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠)
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈融資限度額〉 別枠 8,000万円 〈融資期間〉 1年以上 10年以内 据置期間 2年以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 2年以内 固定 年 1.50%以内 3年以内 固定 年 1.70%以内 5年以内 固定 年 1.85%以内 7年以内 固定 年 2.00%以内 7年超 固定 年 2.20%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	令和8年熊本地震の被害の影響を受け、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項（以下「セーフティネット」という。）第4号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村の認定を受けた者
注意事項	※令和8年熊本地震に係るセーフティネット保証4号の指定期間に関り、取扱金融機関への申込み可能です。
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 宇土市商工会 ☎ 0964-22-5555

制度の名称	金融円滑化特別資金(令和8年熊本地震枠)
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈融資限度額〉 1企業 8,000万円 1組合 1億円 〈融資期間〉 10年以内 据置期間 2年以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 2年以内 固定 年1.50%以内 3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.85%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.20%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	次の(1)又は(2)に該当する者 (1) 令和8年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2) 令和8年熊本地震の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率以下「平均売上高等」という。)が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者
注意事項	活用できる方(2)の申し込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和8年熊本地震の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。
お問い合わせ先	市内取扱金融機関(ゆうちょ銀行を除く) 宇土市商工会 ☎ 0964-22-5555

制度の名称	小規模事業者おうえん資金（令和 8 年熊本地震分）
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈融資限度額〉 2,000万円 〈融資期間〉 設備 1 年以上 7 年以内 据置期間 6 か月以内 運転 1 年以上 5 年以内 据置期間 6 か月以内 〈保証料率〉 事業者負担分 0.00% ※県補助後 〈融資利率〉 3 年以内 固定 年 1.50%以内 5 年以内 固定 年 1.65%以内 7 年以内 固定 年 1.80%以内 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	既存の保証協会の保証付き融資残高と本資金との合計が2,000万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人（宿泊業、娯楽業を除く））以下の小規模企業者で、次のいずれかに該当する者 ・令和8年熊本地震による被害の影響を受け、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 ・令和8年熊本地震の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者、または減少する見込みの者
注意事項	熊本県信用組合以外の取扱金融機関についてはセーフティネット保証4号の指定期間に限り、申し込み可。
お問い合わせ先	市内取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く） 宇土市商工会 ☎ 0964-22-5555

制度の名称	中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	(1) 借入限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 (2) 借入利率：年0.9%（令和8年7月29日現在） (3) 借入期間：借入金額 50万円～500万円 36ヵ月 505万円～1,000万円 60ヵ月 (4) 借入金の返済方法：6ヵ月ごとの元金均等返済 (5) 担保、保証人：不要 (6) 借入窓口：商工組合中央金庫本支店 (7) 取扱期間：災害発生の日から6か月以内
活用できる方	・50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の1.または2.の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 1. 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 2. 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。 ※1 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。
注意事項	即日貸付が可能です。 詳しくは経済産業省のホームページをご覧ください。
お問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室 ☎ 050-5541-7171

制度の名称	小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)
支援の種類	補助金
制度の内容	熊本県に所在する令和8年熊本地震により被害を受けた小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動 法人（以下「小規模事業者等」という。）が、事業再建を図ることを目的とします。本補助金事業は、被災した小規模 事業者等が、事業者自ら策定する経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受け実施する機械装置等の復旧や販路開拓等に向けた事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。 ○補助上限：〔直接被害〕 200万円 （自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者） 〔間接被害〕 100万円 （間接的（売上減少）な被害があった事業者） ○補 助 率：2／3以内、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象） ○対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、設備処分費、修繕費、委託・外注費、車両購入費（ただし、事業に供 する車両が被災した場合に限る） ○公募期間：公募要領公開：令和8年9月9日（水） 申請受付開始：令和8年9月16日（水） 申請受付締切：令和8年10月16日（金） 〔郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17：00〕 支援機関確認書（様式3）発行の受付締切：令和8年10月9日（金）
活用できる方	熊本県内全域の被災した小規模事業者
注意事項	○ 本補助金は、審査があり、不採択になる場合があります。 ○ 審査の結果次第では、申請している補助金申請額から減額または全額対象外となる場合があります。 ○ 補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は後払いです。
お問い合わせ先	宇土市商工会 ☎ 0964-22-5555

制度の名称	中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口について
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】 令和8年熊本地震で被災された中小企業 経営活動や事業運営等に影響を受けている中小企業・小規模事業者を対象に、特別相談窓口を設置しています。 ・ 経営に関する各種相談 ・ 資金繰りや金融に関する相談 ・ その他、事業運営や活動に関すること全般 問い合わせ先：宇土市商工会 ☎ 0964-22-5555 ・ 金融（県制度融資）に関すること ・ 経営に関すること 問い合わせ先：熊本県商工振興金融課 ☎ 096-333-2314（金融） ☎ 096-333-2326（経営） 令和8年熊本地震により被災された中小企業・小規模事業者の経営に関する相談 問い合わせ先：熊本県よろず支援拠点 ☎ 096-286-3355
活用できる方	経営や資金繰り等でお困りの事業者
注意事項	相談内容に応じてお問合わせ先を選択してください。
お問合わせ先	上記参照

制度の名称	令和 8 年熊本地震「緊急時短期資金保証制度等について」
支援の種類	融資・貸付
制度の内容	【対象】 令和 8 年熊本地震で被災された中小企業 熊本県信用保証協会において、被災された県内中小・小規模企業者の復旧に向けた資金繰り円滑化を図るため、緊急時短期資金保証制度等の取り扱いを実施しています。 ●取り扱いが開始された保証制度等 ・ 緊急時短期資金保証制度 ・ 緊急時条件変更
活用できる方	復旧に向けた資金繰りを必要とする事業者
注意事項	詳細手続きは保証協会へお問い合わせください。
お問い合わせ先	熊本県信用保証協会 ☎ 096-375-2000

制度の名称	令和 8 年熊本地震営農再開支援事業						
支援の種類	被災した農業者の農業用機械・施設の再取得・修繕を支援						
制度の内容	被災した農業者の農業用機械・施設の再取得・修繕を支援します。 対象は被災前と同程度の原状回復（原型復旧）であり、それを超える部分は自己負担となります。 業者への発注のほか、自力施工を行う場合の資材費も対象です。 補助率：9/10 以内 ○対象となる農業用機械・施設の具体例 <table border="1"> <tr> <td>農業用機械</td><td>トラクター、田植え機、コンバイン等</td></tr> <tr> <td>農業用施設</td><td>農作業施設、加工施設、農機具格納庫、かん水施設（農業専用井戸含む）等</td></tr> <tr> <td>農業用ハウス等</td><td>農業用ハウス、付帯施設（加温ボイラー、高設ベンチ等）等</td></tr> </table>	農業用機械	トラクター、田植え機、コンバイン等	農業用施設	農作業施設、加工施設、農機具格納庫、かん水施設（農業専用井戸含む）等	農業用ハウス等	農業用ハウス、付帯施設（加温ボイラー、高設ベンチ等）等
農業用機械	トラクター、田植え機、コンバイン等						
農業用施設	農作業施設、加工施設、農機具格納庫、かん水施設（農業専用井戸含む）等						
農業用ハウス等	農業用ハウス、付帯施設（加温ボイラー、高設ベンチ等）等						
活用できる方	令和 8 年熊本地震により、農業用機械・施設に被害を受けた農業者（市の被災証明書が必要です。）						
注意事項	【必要資料】 - 被災証明書（農業用倉庫等の場合、り災証明書（非住家）も可） - 被災状況が分かる写真等（撮影日時、全景、被災箇所・状況、型式番号プレートなど能力等が確認できる箇所を撮影したもの） - 内訳明細が詳細な見積書等 - 営農実績が確認できる書類（青色申告書・出荷伝票等）						
お問い合わせ先	農林施策課 農林振興係 ☎ 0964-27-3325						

制度の名称	持続的生産強化対策事業(持続的生産強化緊急対策)		
支援の種類	営農再開に向けた生産資材の確保および作物残さ撤去に関する支援		
制度の内容	被災農業者が一刻も早く生産を再開・継続できるよう、当面の作付けに必要な種苗・肥料・農薬の購入費、農機のレンタル・リース代、作業の外部委託費、園地の土砂撤去費などを補助します。		
	支援項目	支援内容	補助率等
	(1) 資材の調達等支援 早期営農再開	・種子、種苗、マルチなど1年限りの消費財の購入経費 ・農業用機械が被災し使用不可となり、早期営農再開に必要な農業用機械のレンタル経費 ・経験の少ない作物に転換する場合等に一部作業を委託する経費	1/2 以内
	(2) 作物転換・規模拡大	・被災を機に作物転換、規模拡大及び施設の強靱化を図る場合に必要となるパイプハウス等の生産資材の購入経費	1/2 以内
	(3) 栽培環境整備 作物残さ等の撤去	・被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去 ・農地に飛散したガラスやハウス資材の撤去	1,500 円 /10a 以内 14,000 円 /10a 以内
	(4) 追加防除・施肥	被災により、生育回復に新たに必要となった肥料や農薬の購入並びに土壌診断経費	1/2 以内
	(5) 防除方法の転換	・被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託費	1/2 以内
	(6) 土づくり	・災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った 場合及び緑肥のすき込みに必要な経費	定額 (10,000 円 /10a 以内)
	(7) リース方式による農業機械等の導入	・被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要となる農業機械等のリース導入経費	定額(本体価格 1/2 以内)

	<table><tr><td>(8) 収穫・調製作業</td><td>・被災により必要となった収穫・調整作業に要する掛かり増し経費</td><td>定額(8,000円/10a)</td></tr></table>	(8) 収穫・調製作業	・被災により必要となった収穫・調整作業に要する掛かり増し経費	定額(8,000円/10a)
(8) 収穫・調製作業	・被災により必要となった収穫・調整作業に要する掛かり増し経費	定額(8,000円/10a)		
活用できる方	被災農業者(市町村による証明が必要)			
注意事項	<u>(1) 早期営農再開に必要な生産資材の調達支援等、(2) 作物転換・規模拡大への支援、(8) 収穫・調整作業は、以下の条件を満たすほ場</u> ①市が被災により 30%以上の収穫量等の減少が見込まれると認めたほ場 ②市が被災により 20%以上の収穫量等の減少が見込まれると認めた農家の被災ほ場 <u>(3) 作物残さ等の撤去への支援、(4) 追加防除・施肥、(5) 防除方法の転換</u> 市が被害を確認し、県に対して被災があった旨を報告したほ場 <u>(6) 土づくり</u> 農作物等に甚大な被害を受けた地域で、災害復旧事業において、客土工法が用いられたほ場 <u>(7) リース方式による農業機械等の導入</u> 農作物または農業機械等が甚大な被害を受けた地域			
お問い合わせ先	農林政策課 農林振興係 ☎ 0964-27-3325			

制度の名称	熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策事業
支援の種類	ノリ養殖業への支援
制度の内容	被災したノリ乾燥機の点検・整備に係る掛増し経費を支援します。 ○対象者 乾燥機メーカーと協議会※が確認した被災漁業者 ※熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策協議会 （構成員：熊本県、熊本市、宇土市、熊本県漁業協同組合連合会） ○点検整備内容 ①ノリ乾燥機本体の「ズレ」修正 ②ノリ乾燥機本体の水平調整（レベル調整） ③ノリ乾燥機本体を稼働させるために不可欠な本体の損傷部分の補修 ④ノリ乾燥機台座の破損（ひび、割れ）修理 ○補助率 9/10（国 5/10、県 2/10、市 2/10）
活用できる方	被災した本人が所属する漁業協同組合から所在自治体を經由して県に被害報告がなされた方のうち、乾燥機メーカーと協議会によりその被害の事実が確認された方。ただし、点検整備の実施に当たり、以下の方は本事業の対象となりません。 ①別途協議会が定める計画に基づく復旧を希望しない方 ②年度漁期前までに乾燥機本体の買い替えを行う方 ③R8 年度漁期にノリ養殖を行う予定のない方
注意事項 <u>【点検整備の対象とならないもの】</u>	・熊本地震以外が原因となって破損したもの ・点検整備が完了した後、ノリ乾燥機に発生した不具合 ・建屋に関する床面の補修等を直接の目的としてノリ乾燥機本体を建屋の外に搬出して行うもの ・所有者本人が自ら行った補修 ・震災前の復旧以上の補修
お問い合わせ先	水産振興室 ☎ 0964-27-3326

制度の名称	令和 8 年熊本地震に係る農林漁業制度資金
支援の種類	融資・貸付
制度の内容	被災農林漁業者の事業維持・経営継続及び生産施設の復旧のため、運転資金及び施設復旧資金の利子補給を行います。 【運転資金（農林漁業災害対策資金）の支援】 ○資金使途 運転資金 ○貸付限度額 1,000 万円 ○貸付期間 10 年間（うち措置 3 年間以内） ○利子補給等 貸付当初 5 年間 ①貸付金利 農業近代化資金の基準金利 ※令和 8 年熊本地震被害分は 4%上限 ②利子補給 県：市：融資機関＝5：2：3 ⇒借入当初 5 年間無利子（基準金利 4%のため、借入者負担ゼロ） 【施設復旧資金（近代化資金）の支援】 ○資金使途 施設復旧資金 ○貸付条件等 農業・漁業近代化資金の条件に準ずる ○上乗せ利子補給等 貸付当初 5 年間 ①利子補給 県：市：融資機関＝5：2：3 ⇒県、市、融資機関全体で、4%の上乗せ利子補給
活用できる方	被災農林漁業者（市町村による証明が必要）
注意事項	収入保険等のセーフティネット（民間保険も含む）に加入しているか、今後の加入を誓約する必要があります。
お問い合わせ先	農業 ⇒ 農林政策課 農林振興係 ☎ 0964-27-3325 漁業 ⇒ 水産振興室 ☎ 0964-27-3326

11. その他の情報・相談

制度の名称	宇土市役所で開催される無料相談会
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 弁護士・司法書士・行政書士等の専門家による対面形式の無料相談会を開催しています。 【場所】宇土市役所 1 階ロビー / 【日時】毎週月曜（行政書士） 毎週火曜（弁護士） 毎週水曜（司法書士） 毎週木曜（弁護士） 13:00～16:00（事前予約不要）
活用できる方	地震被害に関する各種相談を行いたい市民
注意事項	祝日は除きます。終了時期は未定です。
お問い合わせ先	宇土市役所 総務課 行政係 ☎ 0964-27-3303

制度の名称	災害に便乗した悪徳商法等の相談窓口
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 災害に便乗した悪質商法や点検商法等の被害・不安に関する相談を受け付けています。 ・宇土市消費生活センター ☎ 0964-23-3251（月・火・水・金 10:00～16:00） ・消費者ホットライン ☎ 188
活用できる方	悪質商法等の被害や不審な勧誘に遭われた方
注意事項	緊急時は警察相談専用電話（#9110）も利用可能です。
お問い合わせ先	上記参照

制度の名称	ペットに関する相談等
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） ペットの迷子、避難所での飼育、フード等の物資、一時預かり等に関する相談窓口です。 ・アニマルフレンズ熊本 ☎ 0964-27-8115 ・熊本県獣医師会（一時預かり） ☎ 096-369-7807
活用できる方	ペットの飼育や避難でお困りの飼い主様
注意事項	同行避難可能な避難所情報は県 HP に掲載されています。
お問い合わせ先	宇土市役所 環境交通課 環境交通係 ☎ 0964-27-3316

制度の名称	災害サポート・レンタカーの無料貸出
支援の種類	生活支援
制度の内容	【対象】 令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 日常生活や片付け等で車両が必要な方を対象に、無料で車両の貸し出しを行っています。 ・日本カーシェアリング協会 ☎ 050-5799-4740（10:00～16:00 水・日・祝除く）
活用できる方	被災により車両が必要となった方
注意事項	事前予約が必要です（電話または Web）。
お問い合わせ先	一般社団法人日本カーシェアリング協会 ☎ 050-5799-4740

制度の名称	弁護士会による無料相談
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 地震被害に関連する法律相談を無料で行っています。 ○無料電話相談（日弁連） ☎0120-254-994 受付時間：10時～12時、14時～16時（平日のみ） ○無料面談相談（熊本県弁護士会） ○事前予約電話：☎096-325-0009 ○相談時間：30分
活用できる方	地震に関する法律問題でお悩みの方
注意事項	面談相談は事前予約が必要です。
お問い合わせ先	熊本県弁護士会 予約電話 ☎096-325-0009

制度の名称	日本司法書士会連合会による無料相談
支援の種類	相談窓口
制度の内容	【対象】令和8年熊本地震で被災された方（被害の程度によらない） 災害対応実績のある司法書士による無料の電話相談を実施しています。 ○電話番号：☎ 0120-315-199（17:00～20:00 平日のみ）
活用できる方	登記や権利関係等でお悩みの被災者
注意事項	実施期間・時間帯が限定されています。
お問い合わせ先	日本司法書士会連合会 ☎ 0120-315-199